

## 埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建設事業の公共性と工事の特殊性にかんがみ、埼玉県が発注した建設工事を、優秀な成績で完成した建設業者を表彰することにより、建設業者の技術の向上を図るとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号に該当する建設業者に対して行うものとする。

(1) 建設業法に規定する主たる営業所が、県内にある建設業者（以下「県内の建設業者」という。）であること。

ただし、共同企業体を構成した場合は、他の構成員も県内の建設業者であること。

(2) 知事部局、企業局、下水道局、教育局及び警察本部が発注する建設工事のうち、表彰実施年度の前年度に完成した工事について、次のア～ウのいずれかに該当し、他の模範となる施工を行った建設業者であること。

ア 優れた現場管理や施工技術を有し、適正な工程管理に基づき工事を施行し、その出来形及び品質が特に優れた建設業者。

イ 特に困難な施工条件を克服して、優れた成績で工事を完成した建設業者。

ウ 施工に当たっての熱意等が特に優れた建設業者。

### (表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 優秀賞 表彰対象工事を優秀な成績で完成させるとともに、その他工事全般の成績も高く、他の模範となる建設業者を表彰する。

(2) 特別奨励賞 表彰対象工事を優秀な成績で完成させ、他の模範となる建設業者を表彰する。

### (欠格事項)

第4条 第2条の規定に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

(1) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。

(2) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に該当し、入札参加除外の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである場合。

(3) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、県発注工事の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料の内容に基づき履行できなかったこと

があった場合。

(4) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。

(5) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わない。

(候補者の推薦)

第5条 発注課所長は、第2条の規定に基づく表彰の候補者を推薦するときは、実施基準の定めるところにより審査委員会委員長へ推薦するものとする。

(審査委員会)

第6条 第2条の規定による表彰について、その可否を審査するため審査委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。

6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 委員会は、別に定める実施基準に基づき審査を行い、表彰候補者を決定する。

8 委員長は、審査において必要があるときは、発注課所長又はその指定する職員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(幹事会)

第7条 前条の規定に基づく委員会を補佐するため、幹事会を設ける。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。

4 副幹事長は、幹事長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。

5 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 幹事会は、別に定める実施基準に基づき、専門的事項を調査、審議して、表彰候補者を選定し、委員会へ報告するものとする。

7 幹事長は、審査において必要があるときは、発注課所長又はその指定する職員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、委員会の審査結果に基づき、知事が決定する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、年1回知事が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(事務局)

第10条 委員会及び幹事会の事務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局は、総合技術センターに置く。

(実施基準)

第11条 この要綱の実施に関し必要な基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年 4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年 5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年 7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年 5月23日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第1

区分	職名	備考
委員長	県土整備部長	
副委員長	県土整備部 副部長（事）	
委員	総務部 契約局長 県土整備部 副部長（技） 総合技術センター所長 都市整備部 副部長（技） 農林部 副部長 企業局 水道部長 下水道局長	幹事長
委員長の要請により招集する委員	企画財政部 政策・財務局長 総務部 人財政策局長 県民生活部 副部長 危機管理防災部 副部長 環境部 副部長 福祉部 副部長 保健医療部 副部長 産業労働部 副部長 教育局教育総務部 副部長 警察本部総務部 財務局長	

※「委員長の要請により招集する委員」とは、その部局において当該年度の表彰対象工事が委員会審査の対象となった場合に招集する委員のことをいう。

別表第2

区分	職名	備考
幹事長	県土整備部 副部長（技）	
副幹事長	総合技術センター所長	
幹事	総務部 管財課長 農林部 森づくり課長 農林部 農村整備課長 県土整備部 県土整備政策課政策幹 県土整備部 建設管理課長 県土整備部 道路街路課長 県土整備部 道路環境課長 県土整備部 河川砂防課長 県土整備部 河川環境課長 都市整備部 市街地整備課長 都市整備部 公園スタジアム課長 都市整備部 住宅課長 都市整備部 営繕課長 都市整備部 設備課長 企業局 水道管理課長 下水道局 下水道事業課長 教育局教育総務部 財務課長 警察本部総務部財務局 施設課長	